

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【公表番号】特表2013-544670(P2013-544670A)

【公表日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-068

【出願番号】特願2013-532811(P2013-532811)

【国際特許分類】

B 3 2 B	5/16	(2006.01)
H 0 1 L	31/042	(2014.01)
C 2 3 C	26/00	(2006.01)
C 2 3 C	24/08	(2006.01)
B 3 2 B	9/00	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	5/16	
H 0 1 L	31/04	R
C 2 3 C	26/00	C
C 2 3 C	24/08	C
B 3 2 B	9/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月6日(2014.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 4 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 4 5】

本開示の範囲及び趣旨から外れることなく、本発明の予測可能な修正及び変更が当業者には自明であろう。本発明は、説明を目的として本出願に記載される各実施形態に限定されるべきものではない。本発明の実施態様の一部を以下の項目[1] - [10]に記載する。

[1]

反射防止構造化表面と、前記反射防止構造化表面の上にシリカナノ粒子の多孔質ネットワークを含む焼結コーティングと、を有する透明基材を含む物品であって、ここで、前記シリカナノ粒子が隣接するシリカナノ粒子に結合している、物品。

[2]

前記シリカナノ粒子の多孔質ネットワークが三次元ネットワークである、項目1に記載の物品。

[3]

前記焼結コーティングが、前記透明基材の反射防止構造化表面に対するコンフォーマルコーティングである、項目1又は2に記載の物品。

[4]

前記ナノ粒子が二峰性サイズ分布を有する、項目1～3のいずれかに記載の物品。

[5]

前記焼結コーティングが、前記透明基材の反射防止構造化表面に対するコンフォーマルコーティングである、項目1～4のいずれかに記載の物品。

[6]

前記焼結コーティングが、前記表面構造それ自体よりも、広い範囲の入射光角度にわた

つて高い光透過率を有する、項目 1 ~ 5 のいずれかに記載の物品。

[7]

前記透明基材がフィルムである、項目 1 ~ 6 のいずれかに記載の物品。

[8]

前記反射防止構造化表面をもつ透明フィルムが、静電気消散性材料を含む、項目 7 に記載の物品。

[9]

前記透明フィルムの前記反射防止構造化表面が、光に対して反射防止する構造化面を有し、少なくとも前記反射防止構造が架橋ポリマー材料を含み、前記構造化表面が、前記フィルムの残部よりも高い架橋ポリマー密度を有する、項目 7 に記載の物品。

[10]

光エネルギー受容面を有する光吸收剤と、

光エネルギーの供給源と前記光エネルギーを受容する面との間にるように配置された項目 1 ~ 9 のいずれかに記載の物品と、を含む、光エネルギー吸収デバイスであって、この間にわたって前記供給源からの光エネルギーが前記光吸收剤により吸収される、光エネルギー吸収デバイス。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

反射防止構造化表面と、前記反射防止構造化表面の上にシリカナノ粒子の多孔質ネットワークを含む酸性焼結コーティングと、を有する透明基材を含む物品であって、ここで、前記シリカナノ粒子が隣接するシリカナノ粒子に結合している、物品。

【請求項 2】

前記シリカナノ粒子の多孔質ネットワークが三次元ネットワークである、請求項 1 に記載の物品。

【請求項 3】

前記焼結コーティングが、前記透明基材の反射防止構造化表面に対するコンフォーマルコーティングである、請求項 1 又は 2 に記載の物品。

【請求項 4】

光エネルギー受容面を有する光吸收剤と、

光エネルギーの供給源と前記光エネルギーを受容する面との間にように配置された請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の物品と、を含む、光エネルギー吸収デバイスであって、この間にわたって前記供給源からの光エネルギーが前記光吸收剤により吸収される、光エネルギー吸収デバイス。